

今後の事務手続、必要な検討事項について

新学区域決定

移転

移転前（H31入学～H33
入学）

移転後

【通学区域変更に伴う必要な対応の検討】

- 1 通学区域変更に伴う今後の流れも含めた事前の周知
 - 市報やホームページによる周知
 - 説明会や保護者向けの周知文の作成・配布
- 2 通学区域の変更に伴う配慮や対応の検討
 - 移転前後の入学予定者、在校生への配慮
 - 影響のある地域を対象とした配慮事項
 - 移転までの調整期間の設定など時限的な対応
- 3 既存の手続も含めた検討
 - 兄弟姉妹関係や転居予定などの基本的な指定校変更の要件を踏まえた対応

【通学区域の改正に係る生徒数のバランスや教育環境などを踏まえた手続の検討】

【移転前（H31入学～H33入学）の対応について】

- 通学区域が変更となる地域の生徒
 - 施行前後の事務手続の整理と周知の徹底
- 通学区域の変更のない地域の生徒
 - 基本的な取扱いの変更はなく従前どおりの対応

【指定校変更等の移行期の確認について】

- 指定校変更について
 - ・従前の兄弟が在籍している学校や転居予定（1年以内）の区域内の学校への就学など、基本的な条件に該当する場合
- 学校選択制度について
 - ・今後の生徒数の動向も加味した対応と指定校変更との兼ね合い
 - ・学校規模や施設状況を踏まえた学校選択制度の受入枠の設定

具体的な取扱いについて（案）

○平成 31 年 4 月入学者、平成 32 年 4 月入学者、平成 31 年度・平成 32 年度転入学者

→現行の通学区域の指定校へ入学し、平成 33 年度の移転後も継続して同行に通学し、卒業

→入学時に兄弟が指定校変更又は学校選択により指定校以外に在籍している場合には指定校変更が可能（指定校変更の申立手続きが必要）

○平成 33 年 4 月以降の入学者

→新通学区域の指定校へ入学（平成 33 年 4 月入学者は夏に引越）

→入学時に兄弟が指定校変更、学校選択又は中学校移転による通学区域変更により指定校以外に在籍している場合には指定校変更が可能（指定校変更の申立手続きが必要）

H33.4.1 ひばり中
移転開校

現行の通学区域の指定校へ入学し、卒業

※平成 31 年度、32 年度に転入学した生徒も同様の取扱い

平成 30 年度入学→平成 33 年 3 月卒業

平成 31 年度入学→平成 34 年 3 月卒業

平成 32 年度入学→平成 35 年 3 月卒業

平成 33 年度入学以降は新通学区域を適用
（平成 32 年の学校選択制度の申立て→平成
33 年度入学予定者の受付）

指定校変更は兄弟姉妹関係を配慮し、運用予定

学校選択制度の受入枠は、生徒数と学校施設の状況を鑑み設定予定